

後期高齢者医療保険料決定通知書の見方

項番 8
(月次用)

はじめに

後期高齢者医療保険料は、各被保険者が納付義務者となります。
世帯内で複数人が後期高齢者医療保険に加入している場合でも、それぞれに保険料を賦課し、通知します。

○封筒の中に入っているもの

保険料決定通知書



納付書

※納付書が入っていない方

- ・口座振替を登録している方
- ・特別徴収（年金からの天引き）の方
- ・保険料額の変更により還付等になる方など

○決定通知書のポイント（上部）

前年の所得をもとに、保険料を算定した結果を示しています。

739-8601
東広島市西条栄町8番29号

東広島 太郎 様
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
(12345678 / 123456)

令和●●年●●月●●日

広島県後期高齢者医療広域連合長
広島県後期高齢者医療広域連合長印

国保年金課へのお問い合わせの際には、
「被保険者番号」をお伝えいただくとスムーズです。

変更決定通知書

被保険者氏名	東広島 太郎	年間保険料	13,752 円
被保険者番号	12345678		
決定理由	所得の判明により変更しました		
決定年月日			

保険料算定の基礎

①賦課の基礎となる所得金額は、「総所得金額等 - 基礎控除 (43万円) の合計額」です。※

	⑦所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 (12か月分)	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧ (12か月分)	加入月数	⑩月割減額	⑪保険料額
変更前	0 円	8.67 %	0 円	45,840 円	12	0 円	45,840 円
変更後	0 円	7 割	32,088 円	13,752 円	12	0 円	13,752 円

算定された「年間保険料額」を変更前後で記載しています。

前
後

軽減制度が適用されている場合は、軽減割合と軽減額が記載されます。※

年間（12か月分）の保険料額を加入月数に応じて、減額します。

※ 詳細は、保険料決定通知書裏面の説明をご覧ください。

ウラ面もあります。

○決定通知書のポイント（下部）

年間の保険料をどのように納付いただくかを示しています。

後期高齢者医療保険料 納入通知書

東広島市長
市長印

特別徴収は年金から天引きとなる保険料額、
普通徴収は納付書・口座振替で納付する保険料です。

次の通り変更

決定理由	変更前の保険料 (円)		変更後の保険料 (円)		普通徴収の場合の納期限	
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収		
所得変更による普徴賦課更生						
決定年月日						
令和 ●年●●月●●日						
	4月					
	5月					
	6月					
	7月	5,940		5,940	令和●年 7月31日	
	8月	5,700		5,700	令和●年 8月31日	
	9月	5,700		612	令和●年 9月30日	
	10月	5,700		300	令和●年 10月31日	
	11月	5,700		300	令和●年 11月30日	
	12月	5,700		300	令和●年 12月25日	
	1月	5,700		300	令和●年 1月31日	
	2月	5,700		300	令和●年 2月28日	
	3月					
	計	0	45,840	0	13,752	差引増減額 (円)
	合計		45,840		13,752	-32,088

特別徴収の対象となる年金を記載しています。

特別徴収義務者	*****
特別徴収対象年金	*****

実際の「年金天引き額」が、表中「変更後の保険料」の額

金融機関名	〇〇銀行 △△支店
口座名義人	ヒガシヒロシマ タロウ
種別	普通
口座番号	****123

口座振替の登録口座を記載しています。

※ 徴収方法が切り替わる場合について

後期高齢医療保険料は、原則年金天引き（特別徴収）により徴収されますが、何らかの理由により年金天引きが停止した場合は、天引き再開は翌年10月からとなり時間がかかります。再開までは、納付書または口座振替（普通徴収）により納付いただくことになります。

年金天引きが停止する例

- 1) 年間の保険料額と年金支給額との関係から年金天引きの対象とならない場合。
 - 2) 年間保険料が前年と比較して大きく減額し、年度の途中で年間保険料の全てを徴収した場合。
- など

【お問い合わせ先】

国保年金課 医療給付係

TEL : (082) 420-0933

FAX : (082) 422-0334



項番9・10

料金後納
郵便

〒739-8601
東広島市西条栄町8番29号

東広島市

健康福祉部 国保年金課

電話(082)420-0933

還付金詐欺にご注意ください！

市職員になりすまし、保険料や高額療養費の還付金があるとの電話があったという情報が複数寄せられています。

ATMで還付金の 受け取り手続きはできません！

不審な電話があったら、ご家族・ご近所の方、警察や市の担当にご相談・ご連絡ください。
市から、ATMへ行くよう促すことは絶対にありません。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。

(※コンビニではお取扱いできません。)

項番 11

●督促状について

納期限までに完納が確認できない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくこととなります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）を乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- 平成25年12月31日まで…年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで…特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1%を加算した割合）
- 令和3年1月1日以降…延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）

ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。

(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納が確認できない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくこととなります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）を乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- 平成25年12月31日まで…年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで…特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1%を加算した割合）
- 令和3年1月1日以降…延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）

ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。

(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納が確認できない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくこととなります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）を乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- 平成25年12月31日まで…年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで…特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1%を加算した割合）
- 令和3年1月1日以降…延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）

ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

同封の納付書を使用して最寄の金融機関で納めてください。

(※コンビニではお取扱いできません。)

●督促状について

納期限までに完納が確認できない場合は督促状を發します。

●延滞金について

納期限までに保険料を納付されない場合は、次の方法により求めた延滞金の額を加えて納付していただくこととなります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（金額の全額が2,000円未満の場合にはその全額を、金額の全額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数を切り捨てます。）に所定の割合（※注）を乗じて算出します。

(※注) 所定の割合について

- 平成25年12月31日まで…年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合）
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで…特例基準割合（各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の短期貸出約定平均金利（新規）の合計を12で除して得た割合に、年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については特例基準割合に年1%を加算した割合）
- 令和3年1月1日以降…延滞金特例基準割合（平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付けに係る利率の平均））に年1%の割合を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月を経過する時までの期間については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合）

ただし、算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、その金額が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

東広島市後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書 自動払込利用申込書

記入例

取扱金融機関

- ・広島銀行
- ・広島信用金庫
- ・広島信用組合
- ・山形信用金庫
- ・しまなみ信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・広島市信用組合
- ・広島県信用漁業協同組合連合会
- ・ゆうちょ銀行

口座振替の注意点

口座の預(貯)金残高が不足していると振替ができませんので、ご注意ください。また、転出や取引金融機関の変更などで、振替の口座がなくなったり、変わったりした場合は、必ずお申し込みの金融機関で口座振替解約・変更届を提出してください。なお、過年度及び随時期の保険料については、口座振替できません。

被保険者ごとに提出してください。

東広島市後期高齢者医療保険料 口座振替依頼書 自動払込利用申込書

太枠の中を記入してください。

電話番号を必ず記入してください。

申込年月日	○年○月○日	申込区分	① 新規 2 変更 3 解約
被保険者	住所	千 ○○○-○○○○ 東広島市西条栄町8-29	被保険者番号
	フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ	承認印
	氏名	東広島 太郎	電話番号
			※

※2枚目3枚目にも押してください。

承認印・お届け印をハッキリと押してください。(2枚目、3枚目にも押してください。)

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、口座名義人とともに下記記載の約定を確認のうえ依頼します。

預金者	フリガナ	ヒガシヒロシマ タロウ	お届け印
口座	口座名義人	東広島 太郎	印
座	金融機関コード・支店コード		預金種別
	金融機関	銀行 本店 支店 出張所	
	種目コード	契約種別	記号
ゆうちょ銀行	新規・変更 1 6 7 6 8 2 8 1	記号	番号(右づめで記入)
等	口座名義人の住所	千 ○○○-○○○○ ○○○市○○町○○△△番地□□	

預金種別を必ず記入してください。

どちらか一方に記入してください。口座(通帳)番号は、預金通帳をご確認の上、右づめで記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、口座名義人の住所を記入してください。

開始(廃止)納期	(○年度 第 ○期分から ○年 ○月から)
----------	---------------------------

- ・振替開始納期をご記入ください。
- ・原則、提出のあった月の翌月(翌月が通常納期に当たらない月は7月)から開始します。
- ・振替日は、原則として各納期の末日となります。12月のみ25日となります。
- ・(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込利用申込書

(金融機関用)

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒	被保険者番号		承認印
	住所			
	フリガナ	電話番号		
	氏名	() -		※

※2枚目3枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに下記記載の約定を確認のうえ依頼します。

預 金 指 定 預 貯 金 口 座 等	預 金 者	フリガナ			お届け印	
		口座名義人				
	指 定	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関コード・支店コード	銀行 金庫 信用組合 農協 信漁連	本店 支店様 支所 出張所	預金種別 1 普通 2 当座
	貯 金 口 座	ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	番号 (右づめで記入)
		新規・変更 廃止	1 6 6 1 7 6	2 8 1	0 ※	
		口座名義人の住所				

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月から)
----------	--------------------------

〈振替方法について〉

- ◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)
- ◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。
- ※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

約 定

- 振替日は、原則として各納期の末日です。
- 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預(貯)金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻請求書の提出などはしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 振替日現在において、指定預(貯)金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めたときは解約されても異議はありません。
また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届を提出します。
- 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の保険料について東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- 口座振替領収済通知については、発送されなくても異議はありません。
- 私が東広島市に納付した保険料について還付金が生じたときは、この口座へ振替支払ください。
- この取り扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 私が納付すべき保険料を口座名義人の指定預(貯)金口座から振替することについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

金融機関承認印・
取扱店日附印

払込先口座番号	01300-3-960043
払込先加入者名	東広島市会計管理者

金 融 機 関 保 管 用

※ 依頼書 (被保険者→金融機関) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(1枚目)

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込受付通知書

東広島市長 様

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒 住所	被保険者番号	承認印
	フリガナ	電話番号	
	氏名	() -	

※1枚目3枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに約定を確認のうえ依頼します。

預金者	フリガナ	金融機関コード・支店コード		お届け印
口座	口座名義人	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 信用組合 農協 信漁連	本店 支店 支所 出張所
指定		種目コード	契約種別	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)
貯蓄		1 6 6	2 8 1	0*
口座	ゆうちょ銀行	番号 (右づめで記入)		番号 (右づめで記入)
等		口座名義人の住所		

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月から)
----------	-------------------------

〈振替方法について〉

- ◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)
- ◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。
- ※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

東広島市記入欄

受付日	年 月 日	受付場所
返戻日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 国保年金課
返戻先	本人 金融機関	<input type="checkbox"/> 八本松出張所
金融機関送付日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 志和出張所
普徴切替申出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 高屋出張所
被保険者番号		<input type="checkbox"/> 黒瀬支所
入力	照合	<input type="checkbox"/> 福富支所
		<input type="checkbox"/> 豊栄支所
		<input type="checkbox"/> 河内支所
		<input type="checkbox"/> 安芸津支所

金融機関承認印・ 取扱店日附印

払込先口座番号 01300-3-960043
払込先加入者名 東広島市会計管理者

東広島市国保年金課保管用

東広島市後期高齢者医療保険料
口座振替依頼書
自動払込利用申込書

(お客様控)

申込年月日	年 月 日	申込区分	1 新規 2 変更 3 解約
-------	-------	------	----------------

被保険者	〒	被保険者番号		承認印
	住所			
	フリガナ	電話番号		
	氏名	() -		※

※1枚目2枚目にも
押してください。

私が東広島市に納める後期高齢者医療保険料を下記の指定口座から口座振替の方法で納付したいので、
口座名義人とともに下記記載の約を確認のうえ依頼します。

預金者	フリガナ	金融機関コード・支店コード		お届け印	
指定	口座名義人				
口座	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行	本店	預金種別	
		信用組	支店様		
		農協	支所		
貯金	ゆうちょ銀行	信漁	出張所	1 普通 2 当座	
		種目コード	契約種別	記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	口座番号 (右づめで記入)
		新規・変更 廃止	1 6 6	2 8 1	0 ※
口座	口座名義人の住所	〒			

開始(廃止)納期	(年度 第 期分から 年 月 月から)
----------	-------------------------

<振替方法について>

◎振替日は、各納期の末日(12月は25日)です。(ただし、月末日等が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。)

◎過年度及び随時期の保険料については口座振替できません。

※振替口座を変更する場合は、新たにこの口座振替依頼書を提出してください。

約 定

- 振替日は、原則として各納期の末日です。
- 預(貯)金の支払手続きについては、当座勘定取引約定又は、普通預(貯)金約定等にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は、預(貯)金通帳及び預(貯)金払戻請求書の提出などはしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 振替日現在において、指定預(貯)金残高が納付書の金額に満たないときは、私に事前に通知することなく納付書を東広島市に返却されても異議はありません。
- この口座振替契約は、貴行が必要と認めたときは解約されても異議はありません。
また私の都合により、この取扱いを解約する場合は、貴行及び東広島市へ解約の届を提出します。
- 依頼書を提出した日によっては、提出直後の納期分の保険料について東広島市の取扱いの都合上やむを得ず納付書が私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替されても異議はありません。
- 口座振替領収済通知については、発送されなくても異議はありません。
- 私が東広島市に納付した保険料について還付金が生じたときは、この口座へ振替支払ってください。
- この取り扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責めによるものを除き、貴行には迷惑をかけません。
- 私が納付すべき保険料を口座名義人の指定預(貯)金口座から振替することについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛争の責は、私が負うものとして取り扱って差し支えありません。

金融機関承認印・
取扱店日附印

払込先口座番号
01300-3-960043
払込先加入者名
東広島市会計管理者

利 用 者 保 管 用

※ 依頼書 (被保険者→金融機関→被保険者) ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(3枚目)